

《平成18年 意匠法等の一部を改正する法律》

特許法（平成19年4月1日施行予定）

1. 分割制度の拡充

①分割の時期的制限の緩和

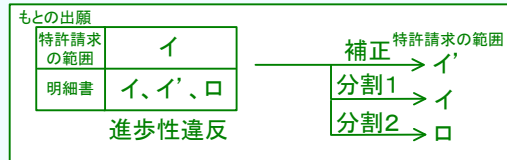
従来は特許査定後及び拒絶査定後（審判請求しない場合）における出願分割はできませんでした。このため、特許査定を受けた後に、特許請求の範囲が十分に実効的でないと気づいても、それを是正する手段が何もありませんでした。したがって、故意に拒絶されるように特許請求の範囲を作成したり、査定がされる前に念のため分割しておくなどの（一見、無駄な）手続きを行う出願人がおり、また、拒絶査定を受けた後は、分割をするためには拒絶査定不服審判を必ず請求しなければならず不便でした。

このような事情を踏まえ、本改正では、査定（特許又は拒絶）後30日間、分割が可能になりました。【注意1】30日の期間は、特許料納付期間、拒絶査定不服審判請求期間の延長と連動して延長されます。

【注意2】前置審査、及び差し戻し審決後の審査において特許査定された場合には、分割の機会とは与えられません（すでに1度拒絶査定がされているため）。

②分割出願の補正制限（分割出願制度の濫用防止）

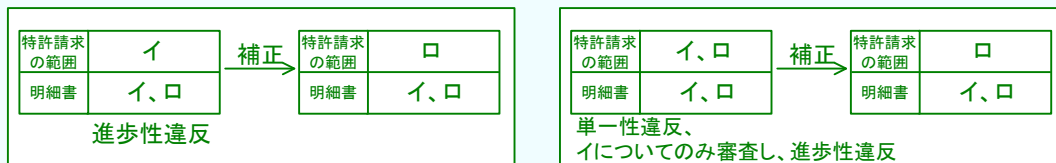
従来、もとの出願の審査において既に拒絶理由通知がされている場合、権利化時期を先延ばししたり、別の審査官による判断を期待して、そのままの内容で再度分割するという分割出願の濫用がされていました（下図参照）。



本改正では、このような制度の濫用を防止すべく、分割出願において、もとの出願の審査において通知済みの拒絶理由が解消されていない場合には、1回目の拒絶理由通知であっても「最後の拒絶理由通知」を受けた場合と同様の補正制限が課されることとされました。

2. 補正制度の見直し（別発明に変更する補正（シフト補正）の禁止）

従来は、拒絶理由通知を受けた後に、明細書に記載されている別発明に変更することにより、実質的に2件分の審査を受けることが可能となっていました（下図参照）。



しかし、これにより、出願時から発明を精査している出願人との間に不公平が生じるとともに、審査効率も低下します。また、国際的にも特異な制度になっています。

本改正では、上図のように、拒絶理由通知を受けた後に特許請求の範囲に記載された発明を技術的特徴の異なる発明に変更する補正をした場合、拒絶（又は補正却下）（ただし、無効理由ではない）とすることとしました（注：特許庁説明会では、「厳格な取扱いはすべきでない」との立場の下、審査基準を作成しているとのこと）。

3. 外国語書面出願の日本語翻訳文提出期限の延長

従来、外国語書面出願（願書を日本語、その他の書面を英語で行う出願）を行った場合、その出願日から2ヶ月以内に日本語による翻訳文を提出する必要がありました。

しかし、日本に最初に外国語書面出願をする場合（日本国出願から2ヶ月以内に翻訳文提出）と、日本以外の国に第1国出願を行った後、優先権主張を伴って日本に出願をする場合（優先期間1年＋翻訳文提出期間2ヶ月→第1国出願日から最大1年2ヶ月）とで、翻訳文提出負担に格差が生じていました。また、最近では、大学の教授等が、自己の英語の論文に基づいて日本に直接出願する場合も増えており、提出期間に対する要望も高くなっています。

このような状況を踏まえて、本改正では、**翻訳文提出期間を出願日（又は優先日）から「1年2ヶ月」とすることとしました。**

意匠法

1. 権利期間の延長(平成19年4月1日施行予定)

存続期間が「登録日から15年」→「登録日から**20年**」となります。

2. 画面デザインの保護の拡充(平成19年4月1日施行予定)

従来、液晶時計の時刻表示部、体温計の体温表示部、携帯電話の初期画面など、「物品の成立性に照らして不可欠なもので、物品自体の有する機能により表示されているもの」が保護されてきましたが(審査基準)、今回の改正では、携帯電話の通話者選択画面など「**物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザイン**」や、DVD再生録画機の録画予約操作画面デザイン(テレビの画面)など「**同時に使用される別の物品の表示部に表示される、物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザイン**」についても保護対象となりました。

ポイントは、「何かの機能を実行するための画面」であり、何かの機能が既に実行されている画面は保護対象とはならないという点です。例えば、DVDを再生する前のチャプター画面は、保護対象となりますが、DVDを再生している間に表示される再生ボタン等のデザインは保護対象とはなりません。

3. 意匠の類似の範囲の明確化(平成19年4月1日施行予定)

以前は、条文上、特に規定されていませんでしたが、最高裁判例に基づいて、「**一般需要者の視点から見た美観**」を基準として類否を判断することが明確にされました。改正法では、24条2項(登録意匠の範囲の項)に規定されているため、登録意匠の効力範囲についてのみの判断基準と思われるかもしれませんが、特許庁説明会では、「**この項目は、解説的に追加したものである点、及び最高裁判例は、『登録意匠の効力範囲は一般需要者を基準とし、また登録要件についても同様に…』という流れで説示している点からすると、24条2項の位置に導入するのが妥当であり、この点から見ても、効力範囲のみでなく、登録要件を含む意匠法全体でこのような類否判断の考えが定着することになるだろう**」とのことでした。

4. 部分意匠等の保護の見直し(平成19年4月1日施行予定)

3条の2は、先願が全体意匠、後願が部分意匠の場合など、後願が先願の一部と同一又は類似する場合に、後願の意匠について登録を受けることができないという制度であり、同一人であっても、例外なく適用されていました。

しかしながら、同一出願人は、デザイン開発上、製品全体のデザインを創作した時点では、部品や部分意匠のデザインが決定していない場合もあり、全体意匠を出願後、部品や部分の意匠を出願したい場合に拒絶されるのは行き過ぎである、との意見がありました。

今回の改正では、同一出願人についての3条の2の規定の適用を緩やかにし、**同一出願人に限り、後願(例えば部品や部分の意匠)を先願(例えば全体の意匠)の公報発行前日までに**出願すれば、**自己の先願によっては拒絶されない旨**の改正がなされました。

5. 関連意匠制度の見直し(平成19年4月1日施行予定)

従来、関連意匠制度を利用する場合、本意匠とこれに類似する関連意匠とを『同日』に出願する必要がありました。これは、本制度の目的が「同時」に創作されるバリエーションの意匠を保護することにあるからです。しかしながら、最近では、製品投入後にバリエーションの意匠が創作されることもあるので、本改正により、**本意匠の公報発行の前日までに関連意匠について出願することが可能**となりました。ただし、本意匠について専用実施権を設定した場合には、関連意匠の登録を受けることはできません。

6. 秘密意匠の保護の拡充(平成19年4月1日施行予定)

従来は、秘密意匠の請求は、出願と『同時』に行わなければなりませんでしたが。

しかしながら、出願時に秘密請求は不要と思っても、最近では審査期間が短縮されているため、登録時に意匠が公開されることにより支障が出てしまうことが想定されます。

したがって、本改正では、**出願時のみならず、登録時にも秘密請求ができるように、登録料納付と同時に秘密意匠請求ができる**ようになりました。

7. 新規性喪失の例外の適用規定の見直し(平成18年9月1日施行)

従来は、意匠法では、新規性喪失の例外の適用を受けるために、出願から14日以内に証明書を提出する必要がありましたが、証明書の準備期間が不十分という指摘があったので、特許法や商標法と同様に、**出願から30日以内**に証明書を提出すれば良いこととなりました。

商標法

1. 小売業等の商標の保護の拡充(平成19年4月1日施行予定)

現在は、小売業は、役務に該当していません。したがって、小売業を営む者は、取り扱う商品を指定して商標登録出願を行っていました。このため、商品数の増加により高コスト化を招いていました。また、店の看板や名札、アドバルーンなどに使用していても、不使用取消となってしまうという問題も有り、更に、国際的にも認めるべきとの傾向にあります。このような問題点を解消するため、役務の区分として「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」が追加されました。この改正については、様々な経過措置がありますので、注意が必要です。

2. 団体商標の主体の追加(平成18年9月1日施行)

近年、商工会議所やNPO法人においてもその構成員が商標を使用する実態があり、また、公益法人制度改革に対応する必要もあります。したがって、本改正では、従来の「民法第34条の規定により設立された社団法人」という文言を「社団(法人格を有しないもの及び会社を除く)」に変更しましたが、社団についての細かい内容については審査基準で規定されるようです。

共通項目(平成19年1月1日施行)

1. 輸出の定義規定の追加

国内に流入する模倣品を抑えるため、まずは日本国内から海外への輸出を制限し、外国においても同様の制度の制定を促そうとの考えから、実施の定義に「輸出」を追加することとしました。

2. 侵害とみなす行為への譲渡等を目的とした所持の追加(商標法には既に存在しています)

民事上の立証を軽減し(譲渡等の事実やおそれの立証をなくす)、刑事上の取締りを強化(所持のみでは取締り困難)するため、当該行為が侵害行為となるように改正しました。

3. 刑事罰の強化

侵害行為の抑止を図るため、侵害行為を窃盗と同様の量刑とし、法人重課の罰金額を引き上げ、懲役刑と罰金刑の併科が可能となるような改正をしました。